

技術編

- 1 左前右きき足立ちとは、前足に6、後ろ足に(4)の体重バランスをかける。
- 2 引き手は、マークの(高さ)
- 3 転換は、(顔)を先に向ける。
- 4 手刀突きは、指をそろえて、手刀打ちは、指を(開く)。
- 5 相手の目を見て全体を見るのを(遠山)の目付けという。
- 6 右きき足立ちとは、(左)足が前
- 7 左前右きき足立ちの順手は、肩。逆手は、(顎)の高さで相手の喉、人中に向ける。
- 8 柔法での姿勢は、(直)姿勢が基本。
- 9 かい込みとは、けり足を十分に曲げ(蹴る)力を蓄えるために行う。
- 10 「たち礼」の手を交差し左右に開く動作は、納刀の(血ぶり)の動作である。
- 11 柔法で押さえ手は、常に(開手)となる。
- 12 順手とは、(前の手)で逆手とは、後ろの手

規約編

- 1 試合審判規定の変更は、本部首脳会議の(審判)委員会により改定される。
- 2 本部会議とは、地区本部長と(支部)長(師範代)で構成される。
- 3 指導員とは、師範代により(任命)されたものを云う。
- 4 本部首脳会議とは、(5)段以上で本部首脳会議により認められたもので構成。
- 5 師範代とは、(初)段以上で地区本部長に認められたもの。
- 6 師範とは、(5)段以上を修得し、本部首脳会議で認められたもの。
- 7 地区本部会議とは、地区の師範代、(指導員)で構成される。
- 8 支部でまとめられた案は、地区本部会議を経て本部(首脳)会議で決定される。
- 9 地区本部長は、月(1)回本部師範の指導を受ける義務がある。
- 10 外部団体、直轄支部は、本部(首脳)会議に帰属する。
- 11 地区指導員は、地区本部で月(1)回地区師範の指導を受ける義務がある。
- 12 大会審判委員会により時限(審判)規定を定めることが出来る。

試合審判規定

- 1 大会名称で選手権大会は、個人戦で優勝大会は、(団体)戦である。
- 2 「技あり」とは、一瞬にして(戦意)を失った状況を言う。
- 3 副審は、主審を(補佐)と公平判定が目的。
- 4 審判の構成は、主審1名、副審(2)名で構成される。
- 5 副審は、判定に際し、(同等)の権限をもつ。
- 6 試合場のまわりに(1.5)m以上の余地を要する。
- 7 団体戦は、5人制と(7人)制があり、これ以外の人数のときは、対抗戦と称す。
- 8 「止め」は、(開始)線に戻り、「分かれ」は、その場で離れる。
- 9 判定を取り消すときは、旗を体前下で(交差)して振る。
- 10 中段は、肩の線より(腰)まで。
- 11 防具着用試合のとき上段、中段の防具の無い箇所への攻撃は、(禁止)である。
- 12 女子試合は、胸部の打突を(禁止)する。
- 13 女子試合は、面、小手、胴、足当てを着用し下段げりは、禁止し(3)本勝負とする。
- 14 主審は、無駄な動きをして競技者に影響を与えない。(直立)姿勢。
- 15 審判員の目的は、試合者主体の(公平)な判定である。
- 16 5人制団体戦は、先鋒、次鋒、(中堅)、副将、大将の順に出場する。
- 17 主審は、常に姿勢を良くし試合の(品位)を下げない。
- 18 「1本」とは、5秒以上の戦意(喪失)の状態5秒以内の戦意喪失を「技あり」とする。
- 19 拳法會の審判員は、競技(武道)審判であってはならない。
- 20 7人制団体戦は、先鋒、次鋒、五将、中堅、(三将)、副将、大将の順に出場する。
- 21 団体戦で出場順位を間違えたときは、(負け)となる。
- 22 トーナメントの対戦者は、審判委員長が作成し如何なる者も(異議)は、申し立てられない。
- 23 試合時間2分、延長(1)分(実質)が個人戦では、基本である。

- 24 掴み、かけ、崩しは、(3)秒以内は、有効である。
- 25 面を掴むなど(故意)に試合を中断させる行為は、「注意」「反則」となる。
- 26 審判・審判委員長の判定は、(絶対)である。
- 27 「1本」とは、勝敗が(明確)になった状況を言う。
- 28 試合会場は、9m～(11)mの四角とする。

礼、武徳編

- 1 礼には、立礼、(座)礼がある。
- 2 師範代となれば、言動、(服装)に注意し生徒の見本となる。
- 3 指導員の稽古は、指導することによる(自ら)の成長が目的。
- 4 年長者、高段者の(右)手に立たない。
- 5 師、年長者より(先)に立たない。
- 6 日本礼法の源流に、(小笠原)弓術から出た小笠原礼法が基本と言われる。
- 7 「心・技・体」とは、知的精神と(技術)・体力の調和が取れたものを言う。
- 8 他武道、同時稽古の黙想時は、稽古を(中止)する。
- 9 師範が稽古にはいれば、全員が(稽古)し、学ぶ。
- 10 拳法会の礼法は、日本古来の武道の「(剣)の理」による。
- 11 「守・(破)・離」とは、「習」の基本で素直な気持ちで受け入れることが基本。
- 12 黙想時は、観客部外者も(静粛)にする。
- 13 稽古の目的は、会員の(向上)に尽きる。
- 14 道場の出入りは、礼にて自らの道場(神)に感謝する。
- 15 「武道の定義」日本固有の(格闘技術)と礼法・規律を有する事が基本である。
- 16 武道の考え方の柱は、「義」「(忠)」「孝」である。
- 17 拳法会は、「神道」の作法であるが「黙想」に見られるように禅、(仏教)哲学も基本のなっている。
- 18 武徳の言葉は、(794)年に桓武天皇により建立された武徳殿にもある。

昇段昇級審査編

- 1 審査者資格は、二位降段位とし初段の審査は(三)段取得者となる。
- 2 初心者で33歳以上の審査は、(防具)を着用する。
- 3 中学生より3ヶ月稽古後、(1)級または、准段の受験資格が得られる。
- 4 女子審査は、面、小手、胴、足当てを着用し下段げりは、(マストレ)とする。
- 5 女子乱取りは、胸部の打突を(禁止)する。
- 6 公式大会入賞者(第三位まで)は、(審査委員会)の定める優遇処置をえられる。
- 7 昇段審査は、意欲向上が目的で(実力)判定では、ない。
- 8 5級よりの受験資格は、(6)ヶ月の稽古経験である。(日数は、時限立案)
- 9 審査員は、全日本拳法會の審査基準に従い審査し審査主事長により(判定)がなされる。
- 10 試割は、300×300の杉板を使用する男子2.5cm、女子(1.5)cmとする。
- 11 四段(准将士)より(師範)推薦状が必要となる。
- 12 四段(准将士)から七段(範士)まで前位取得(2)年の経験が必要。
- 13 八段(範士)は、前位取得(3)年の経験が必要、学会などでの論文が認められたもの。
- 14 昇段審査規定 第2条には、審査員の(認定)につき定められている。
- 15 高段者審査乱取りは、二段以上は、上段付き、(投げ)、関節が認められ、面、小手を着用する
- 16 少年部と一般の段位は、(同じ)位である。
- 17 審査場所、審査日は、審査(主事)長が指定する。
- 18 審査員は、他地区審査員を交え(三)審制とする。
- 19 乱取り審査の相手は、(審査)主事長は、任命する。
- 20 審査員は、比較審査でなく(努力)と向上を見抜き審査する
- 21 心技体が審査の基準となり、(強さ)ではない。
- 22 審査員は、(三)名以上とする。
- 23 高段者審査乱取りは、1本先取方式で(品位)を重視する。
- 24 段位に(性)別、年齢別の差別は、ない。(2004年制定)
- 25 審査主事長は、功勞により審査主事とはかり(段位)を決定できる。
- 26 審査員は、審査主事長が(任命)する。

- 27 昇段審査規定 第5条には、審査の(方法)が定められている。
- 28 審査主事長は、地域・組織などの状況により審査委員会と協議し審査方法の(変更)が出来る。

歴史編

- 1 平成(24)年より「武道必修化」の完全実施がはじまった。
- 2 拳法会の礼法、技法は、「(剣)の理」である。
- 3 「武道」の思想は、1500年～(1600)年代に大きく発展した。
- 4 スポーツ基本法は、平成23年(6)月24日に施行された。
- 5 1900年代に再度、太祖拳の(技法)を取り入れている。
- 6 太祖拳は、唐手(空手)の(源)流である。
- 7 約2000年前にまとめられた鹿島神流が日本武術の(体系)化のはじめ説もある。
- 8 1600年代に中国の(技)法を組み入れている。
- 9 「武道」の表現は、近代に入ってからで新しい。明治以前は、「武士道」「士道」「(武術)」であつた。
- 10 受身は、関口柔心により(考案)された。
- 11 「拳法」の意味は、日本古流の(躰)術、当身術の意である。
- 12 段位は、大橋宗桂((1555)年・弘治元年)により作られた。
- 13 侍(サムライ・サブライ・サブライ)とは、(武士)の別名で日本古来の身分呼称である。
- 14 「武士道」とは、武士集団を統率するために生まれた(約束事)が哲学に成長した。
- 15 武士の頭領には、(源氏)か平氏でなくては、ならないという定めがある。
- 16 戦前(昭和20年以前)は、(大日本武徳会)が主流で1942年の会員224万人。
- 17 京八流の元は、735年に(仏教伝来)の為に渡来した鑑真の弟子思託鑑禎と言われる。

指導編

- 1 良い指導員とは、良いところを(成長)させて悪いところを無意識に是正させる。
- 2 初心者指導法で次回に目標を与えるとは、次回への(宿題)をあたえることである。
- 3 初心者指導法でもっとも大切なことは、(興味)を持たせることである。
- 4 初心者の集中する稽古時間は、1時間が限界である。特に幼年部は、(40)分が限界である。
- 5 初心者指導員とは、一定の期間を稽古し師範に(任命)されたものをいう。
- 6 初心者指導法で最も大切な興味を持たせる手法に於いて大切なことは、次回に(目標)を与えることである。
- 7 初心者指導法は、男子、女子に大別され幼年者、小学生、(中学)生、高校、一般、中高齢と分類される。

総論 正解には○、誤りには×をつけてください。

- (×)1 昇段昇級審査は、レベルの向上を計るため今回は、厳しい審査にした。
- (○)2 技量が未熟であったが、本人が審査を希望したので一緒に稽古し挑戦させた。
- (×)9 審査主事長は、合格の成否を公表できない。
- (○)3 「心・技・体」「強・型・知」のバランスをもつことの大切さを常に指導した。
- (×)5 履物が、乱れていたので生徒に直させた。
- (×)6 乱取りが高得点であったので型の試験が60点以下であったが合格にした。
- (○)4 昇段昇級審査の審査員を公平性を保つため5名とした。
- (×)8 審査主事は、合格の成否を公表してもよい。
- (○)7 審査主任は、三名以上の審査員の中の最高段位保持者から審査主事長が選任する。

た。

る。
。